

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費について

消費税率が平成26年4月1日より5%から8%に、令和元年10月1日より8%から10%に引き上げられました。  
 引上げ分の地方消費税収については、使途を明確化し、社会保障4経費(制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費をいう)その他社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

西都市の令和元年度決算における地方消費税交付金(社会保障財源化分)の使途については、下記のとおりです。

(歳入) 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 228,675 千円

(歳出) 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 (単位:千円)

区 分		事業費	特定財源	一般財源	うち、引き上げ分の 地方消費税	
社会福祉	社会福祉費	社会福祉総務費 (国民健康保険事業特別会計繰出金除く)	1,876	0	1,876	170
		身体障害者福祉費	14,360	10,770	3,590	325
		知的障害者福祉費	61,610	30,871	30,739	2,782
		老人福祉費 (介護保険事業特別会計繰出金除く)	162,464	53,085	109,379	9,900
		障害者自立支援費	824,704	610,062	214,642	19,427
	児童福祉費	児童福祉総務費	1,410,339	1,022,636	387,703	35,090
		児童福祉施設費	189,727	11,229	178,498	16,155
		児童措置費	868,304	583,001	285,303	25,822
	生活保護費	生活保護総務費	940	0	940	85
		扶助費	525,855	403,072	122,783	11,113
	小 計		4,060,179	2,724,726	1,335,453	120,869
	社会保険	社会福祉費	社会福祉総務費 (国民健康保険事業特別会計繰出金)	351,936	209,142	142,794
老人福祉費 (介護保険事業特別会計繰出金)			495,945	23,756	472,189	42,736
後期高齢者医療費			540,130	99,658	440,472	39,866
小 計		1,388,011	332,556	1,055,455	95,526	
保健衛生	保健衛生費	予防費	80,540	1,976	78,564	7,110
		保健活動費	18,863	1,165	17,698	1,602
		健康増進費	42,553	3,132	39,421	3,568
	小 計		141,956	6,273	135,683	12,280
合 計		5,590,146	3,063,555	2,526,591	228,675	